

納税地, 個人番号, 生年月日, 現在の住所, フリガナ, 氏名, 令和8年1月1日住所, 職業, 屋号・雅号, 世帯主の氏名, 世帯主との続柄, 振替継続希望, 種類, 青色, 分離, 国出, 損失, 修正, 特農の表示, 特農, 整理番号, 電話番号, 自宅・勤務先・携帯

収入金額等 (単位は円)
事業 営業等 (ア)
事業 農業 (イ)
不動産 (ウ)
配当 (エ)
給与 (オ)
雑 公的年金等 (カ)
雑 業務 (キ)
その他 (ク)
総合譲渡 短期 (ケ)
総合譲渡 長期 (コ)
一時 (サ)
所得金額等
事業 営業等 (1)
事業 農業 (2)
不動産 (3)
利子 (4)
配当 (5)
給与 (6)
雑 公的年金等 (7)
雑 業務 (8)
その他 (9)
⑦から⑨までの計 (10)
総合譲渡・一時 (11)
合計 (12)
所得から差し引かれる金額
社会保険料控除 (13)
小規模企業共済等掛金控除 (14)
生命保険料控除 (15)
地震保険料控除 (16)
寡婦、ひとり親控除 (17)
勤労学生、障害者控除 (19)
配偶者(特別)控除 (21)
扶養控除 (23)
特定親族特別控除 (24)
基礎控除 (25)
⑬から⑳までの計 (26)
雑損控除 (27)
医療費控除 (28)
寄附金控除 (29)
合計 (30)

税金の計算
課税される所得金額 (31)
上の(31)に対する税額 (32)
配当控除 (33)
政党等寄附金等特別控除 (35)
住宅耐震改修特別控除等 (39)
差引所得税額 (42)
災害減免額 (43)
再差引所得税額 (44)
復興特別所得税額 (45)
所得税及び復興特別所得税の額 (46)
外国税額控除等 (47)
源泉徴収税額 (49)
申告納税額 (50)
予定納税額 (51)
第3期分の納める税金の税額 (52)
還付される税金 (53)
修正申告 修正前の第3期分の税額 (54)
第3期分の税額の増加額 (55)
その他の計算
公的年金等以外の合計所得金額 (56)
配偶者の合計所得金額 (57)
専従者給与(控除)額の合計額 (58)
青色申告特別控除額 (59)
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (60)
未納付の源泉徴収税額 (61)
本年分で差し引く繰越損失額 (62)
平均課税対象金額 (63)
変動・臨時所得金額 (64)
延納の出 申告期限までに納付する金額 (65)
延納届出額 (66)
受取られる税金の場 郵便局名等 (預金 普通 当座 納税準備 貯蓄)
口座番号 (記号番号)
公金受取口座登録の同意 (公金受取口座の利用)
整理番号 (区分 A B C D E G H I K L)
異動 (年 月 日)
欄 名簿 (確認)

第一表 (令和七年分用)
④⑤・④⑥・⑤②又は⑤③の記入をお忘れなく。
納管
事業
住民
資産
総合
分離
検算
通信日付印
年月日
番連号

令和 〇7 年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

住所欄: 住所、フリガナ

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等, 収入金額, 源泉徴収税額

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

Table with columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額

配偶者や親族に関する事項 (20~24、35、40)

Table for spouse and family members with columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 障害者, 国外居住, 特親, 住宅, 住民税, その他

事業専従者に関する事項 (58)

Table for business dependents with columns: 事業専従者の氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数・程度・仕事の内容, 専従者給与(控除)額

住民税・事業税に関する事項

Complex table for resident and business taxes with multiple columns for various tax categories and amounts.

Management section: 補完, 申告区分, 特別適用条文, 管理, 区分

税理士署名・電話番号

Stamp area: 税理士法書提出 30条 33条の2

第二表 令和七年分用 第二表は、第一表と一緒に提出してください。国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

現在の住所 又は 居 所 事業所等	フリガナ 氏 名	整理 番号	一 連 番号
----------------------------	-------------	----------	-----------

1 損失額又は所得金額

所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額) (67) 円								
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円	⑨ 円	△	(68) 円
		長期	総合譲渡				円	(69)
	一時	分離譲渡	円	円	⑩ 円		(70)	
		総合譲渡				円	(71)	
	山林			円				(72)
D	退職	一般			円	円		(73)
		短期						(74)
		特定役員						
E	譲渡	一般株式等						(75)
		上場株式等						(76)
		上場株式等の配当等			円	円		(77)
F	先物取引						(78)	
(79) 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額				円	(80) 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		円	特例適用条文

2 損益の通算

所得の種類	④ 通算前	⑤ 第1次通算後	⑥ 第2次通算後	⑦ 第3次通算後	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得	(67) 円	第1次通算	第2次通算	第3次通算	円
B 譲渡	短期 総合譲渡	(69)	1	2	3
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	(70) △	次	次	次
	長期 総合譲渡	(71)	算	算	算
	一時	(72)			
C 山林	----->	(73)			⑨
D 退職	----->		(74)		
損失額又は所得金額の合計額					(81)

令和07年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地	依頼先	事務所所在地
事業所所在地	電話番号	氏名(名称)	税理士等	氏名(名称)
業種名	加入団体名	(自宅)(事業所)		電話番号
	屋号			

整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日 損益計算書 (自 月 日 至 月 日)

科目	目	金額 (円)	科目	目	金額 (円)
売上	① 売上(収入)金額 (雑収入を含む)		経	①7 消耗品費	
	② 期首商品高 棚卸			①8 減価償却費	
	③ 仕入金額 (製品製造原価)			①9 福利厚生費	
	④ 小計(②+③)			②0 給料賃金	
	⑤ 期末商品高 棚卸			②1 外注工賃	
	⑥ 差引原価(④-⑤)			②2 利子割引料	
差引金額	⑦ (①-⑥)		②3 地代家賃		
	⑧ 租税公課		②4 貸倒金		
経	⑨ 荷造運賃		②5 計		
	⑩ 水道光熱費		②6 青色申告特別控除前の所得金額 (③3+③7-④2)		
	⑪ 旅費交通費		②7 青色申告特別控除額		
	⑫ 通信費		②8 所得金額 (④3-④4)		
費	⑬ 広告宣伝費		所	②9 所得金額	
	⑭ 接待交際費			②9	
	⑮ 損害保険料			②9	
	⑯ 修繕費			②9	
差引金額 (⑦-⑳)			③3		

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

⑨1		⑨5	
⑨2		⑨6	
⑨3		⑨7	
⑨4		⑨8	

提出用 (令和五年分以降用)

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額 円	仕入金 円	金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
家事 消費等 雑収入			
計			
うち軽減 税率対象			

提出用 (令和五年分以降用)

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳	従事 月数	支給賃金 円		給 与 円	額 計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額 円
			給料賃金	賞 与			
その他(人分)							
計							

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事 月数	支 料 給 与 円		額 計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額 円
				給 料	賞 与		
計							

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円		左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		賃 料	権 利 金	
計				

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

	金額	金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	(赤字のときは0)
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の⑧欄の金額を書いてください。)	⑦	(赤字のときは0)
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる) の青色申告特別控除を受ける場合	⑧	
青色申告特別控除額(165万円又は55万円-⑧)と⑦の いずれか少ない方の金額)	⑨	
上記以外	⑧	
の場合	⑨	

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

	金額
個別評価による本年分繰入額 (個別評価による貸倒引当金に課税する明細書の⑧欄の金額を書いてください。)	①
年末における一括評価による貸倒引当 金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
本年分繰入限度額 (②×5.5%(金融業は3.3%))	③
本年分繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

令和07年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。					⑪					
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)			
1	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	⑪×0.007= ⑳	(最高31万5千円) 円	7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ⑱の金額()×0.02 + ②-⑱×0.01=	(最高12万5千円) 円		
		令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居	⑪×0.007= ⑳	(最高35万円) 円			00			
	認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.01= ⑳	(最高50万円) 円		8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ⑱の金額()×0.02 + ②-⑱×0.01=	(最高12万円) 円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ⑳	(最高30万円) 円				00		
2	ZEH水準省エネ住宅(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	⑪×0.01= ⑳	(最高50万円) 円	8	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ⑱の金額()×0.02 + ②-⑱×0.01=	(最高12万5千円) 円		
		住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	(最高50万円) 円			00			
3	省エネ基準適合住宅(※4)	令和4年中に居住の用に供した場合	⑪×0.007= ⑳	(最高24万5千円) 円	9	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ⑱の金額()×0.02 + ②-⑱×0.01=	(最高12万円) 円		
		住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.007= ⑳	(最高31万5千円) 円			00			
4	省エネ基準適合住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.007= ⑳	(最高21万円) 円	10	震災特例法(※5)の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和6年中若しくは令和7年中にその他の住宅に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人以外が認定住宅等に入居	⑪×0.009= ⑳	(最高40万5千円) 円	
		令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.007= ⑳	(最高28万円) 円			00			
	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合があります。)	令和6年中又は令和7年中に入居	⑪×0.007= ⑳	(最高14万円) 円		11	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	⑪×0.009= ⑳	(最高45万円) 円
		令和4年中又は令和5年中に入居	⑪×0.007= ⑳	(最高21万円) 円				00		
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合があります。)	平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.007= ⑳	(最高14万円) 円	11	令和4年中に居住の用に供した場合	中古住宅又は増改築等	⑪×0.009= ⑳	(最高27万円) 円	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01= ⑳	(最高20万円) 円			00			
6	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01= ⑳	(最高40万円) 円	11	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012= ⑳	(最高60万円) 円	
		住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき	⑪×0.01= ⑳	(最高40万円) 円			00			

(再び居住の用に供したことに係る事項)(※6)

転居年月日	平成 令和	年	月	日	再居住開始年月日	平成 令和	年	月	日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()								
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供した場合の再適用				<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける				
	<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける								

※1 ⑳欄の金額を一面の㉑欄に転記します。

※2 ⑳欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 特例対象個人、(特別)特定取得及び(特例)特別特例取得については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」を参照してください。

※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。

※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合があります。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑳の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉑	円
			00

※ ㉑欄の金額を一面の㉑欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)

(3)

(2)

(4)

※(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

二面

提出用

二面

一面

(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(令和 年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等	
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①				円
		各共有者の共有持分 ②	—	—	—	
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④				
		各共有者の共有持分 ⑤	—	—	—	
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦					
取得した資産に係る資金の状況		各共有者の自己資金負担額 ⑧				(A+B+C) 円
	借入金	各共有者の 単独債務による 当初借入金額 ⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑩				
		連帯債務による 当初借入金額 ⑪				円
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の②)及び2の③の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)&、⑧及び⑨の④の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)&が異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円		
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ⑭		%		%		%		100.00
※小数点以下第2位まで書きます。 連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭) ⑮		円		円		円		
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮) ⑯								

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

(令和 年分)

氏 名 _____

事業所得	総 収 入 金 額 ①	①	円	各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。
	特例適用前の必要経費の額	②		
雑所得	総 収 入 金 額 (公的年金等に係るものを) 除きます。	③		
給 与 所 得 の 収 入 金 額		④		
65 万 円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)	・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記します。
65 万 円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)	
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥とのいずれか少ない方の金額	⑦	・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に特と書いてください。なお、申告書第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記します。
	③が⑤より少ないか同額の場合			
事業所得	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧	
雑所得	③と⑤とのいずれか少ない方の金額		⑨	業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。
雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

年分 暗号資産の計算書（総平均法用）

氏名

1 暗号資産の名称

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
合計	0.00	0	0.00	0

3 上記2以外の取引に関する事項

月	日	取引先	摘要	購入等		売却等	
				数量	金額	数量	金額
合計				0.00	0	0.00	0

4 暗号資産の売却原価の計算

	年始残高(※)	購入等	総平均単価	売却原価(※)	年末残高・翌年繰越
数量	(A) 0.00	(C) 0.00	—	(F) 0.00	(H) 0.00
金額	(B) 0	(D) 0	(E) 0	(G) 0	(I) 0

※前年の(H)(I)を記載

※売却した暗号資産の譲渡原価

5 暗号資産の所得金額の計算

収入金額		必要経費			所得金額
売却価額	信用・証拠金(差益)	売却原価(※)	手数料等	信用・証拠金(差損)	
0		0			0

※売却した暗号資産の譲渡原価

【参考】

収入金額計 0
必要経費計 0

政党等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄附金で一定のもの（以下「政党等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 政党等寄附金特別控除額の計算」欄で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用も受ける場合は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次に、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』により認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄附金特別控除額の計算をします。

1 寄附金の区分等

寄附金の 区分等	政党等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40 %		⑤	

政党等寄附金の額の合計額を書いてください。
(政党等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
		円

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

2 政党等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 30 %	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25 %	⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑳の金額を転記してください。

申告書第一表の㉓の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(㉖～㉘欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(㉖～㉘欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18」と書いてください。

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、本年中に認定特定非営利活動法人等（認定NPO法人等）に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほかに公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』で政党等寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	認定NPO法人等寄附金の額	①		円
	①以外の寄附金の額	②		
	① + ②	③		
	所得金額の合計額	④		
	④ × 40%	⑤		

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	. .	円
	. .	
	. .	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。また、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。

- ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫	(赤字のときは0)
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書第一表の③の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑳～㉓欄)に転記してください。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑳～㉓欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の2」と書いてください。

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(令和 年分)

氏 名 _____

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額	①	円
	①以外の寄附金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	・	円
	・	
	・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑬の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の⑫の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(⑳～㉔欄)に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑬の金額又は『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』の⑫の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除(⑳～㉔欄)に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(令和 年分)

氏名 _____

雇用者給与等支給額 (付表1④)	①	円	第1項適用の場合	⑩ $\geq 4\%$ の場合 0.05、0.1又は0.15	⑳		
	比較雇用者給与等支給額 (付表1⑪)	②		⑮ $\geq 10\%$ 又は⑫=⑭ > 0 の場合で、 かつ、⑯ $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	㉑		
	雇用者給与等支給増加額 (①-②)	③		(マイナスのときは0)	プラチナくるみん又はプラチナ えるぼしを取得している場合 0.05	㉒	
	雇用者給与等支給増加割合 (③ \div ②) (②=0の場合は0)	④			税額控除限度額 (⑬ \times (0.1+⑳+㉑+㉒)) (⑩ < 0.03 の場合は0)	㉓	円
調整雇用者給与等支給額の計算	調整雇用者給与等支給額 (付表1⑤)	⑤	第2項適用の場合	⑩ $\geq 4\%$ の場合 0.15	㉔		
	調整比較雇用者給与等支給額 (付表1⑫)	⑥		⑮ $\geq 10\%$ 又は⑫=⑭ > 0 の場合で、 かつ、⑯ $\geq 0.05\%$ の場合 0.05	㉕		
	調整雇用者給与等支給増加額 (⑤-⑥)	⑦		(マイナスのときは0)	プラチナくるみん又はえるぼし 3段階目以上を取得している場合 0.05	㉖	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (付表1「⑲の1」)	⑧	第3項適用の場合	特定税額控除限度額 (⑬ \times (0.1+㉔+㉕+㉖)) (⑩ < 0.03 の場合は0)	㉗	円	
	継続雇用者比較給与等支給額 (付表1「⑲の2」)	⑨		④ $\geq 2.5\%$ の場合 0.15	㉘		
	継続雇用者給与等支給増加額 (⑧-⑨)	⑩		(マイナスのときは0)	⑮ $\geq 5\%$ 又は⑫=⑭ > 0 の場合で、 かつ、⑯ $\geq 0.05\%$ の場合 0.1	㉙	
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑩ \div ⑨) (⑨=0の場合は0)	⑪			くるみん又はえるぼし 2段階目以上を取得している場合 0.05	㉚	
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	⑫	所得税額の特別控除額の計算	中小事業者等税額控除限度額 (⑬ \times (0.15+㉘+㉙+㉚)) (④ < 0.015 の場合は0)	㉛	円	
	比較教育訓練費の額 (付表1㉓)	⑬		調整前事業所得税額	㉜		
	教育訓練費増加額 (⑫-⑬)	⑭		(マイナスのときは0)	本年税額基準額 (⑳ \times $\frac{20}{100}$)	㉝	
	教育訓練費増加割合 (⑭ \div ⑬) (⑬=0の場合は0)	⑮			本年税額控除可能額 (⑳、㉙又は㉚)と㉝のうち少ない金額)	㉞	
雇用者給与等支給額比 教育訓練費割合 (⑫ \div ①)	⑯		調整前事業所得税額超過構成額	㉟			
控除対象雇用者給与等支給増加額 (③と⑦のうち少ない金額)	⑰	円	本年税額控除額 (㉞-㉟)	㊱			
雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表2⑫)	⑱		前年繰越	差引本年税額基準額残額 (㉝-㉞)	㊲		
差引控除対象雇用者 給与等支給増加額 (⑰-⑱)	⑲	(マイナスのときは0)	繰越	繰越税額控除限度超過額 (付表1㉑の計)	㊳		
			分	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (㊲と㊳のうち少ない金額) (① \leq ②又は②=0の場合は0)	㊴		
				調整前所得税額超過構成額	㊵		
				本年繰越税額控除額 (㊴-㊵)	㊶		
				所得税額の特別控除額 (㊱+㊶)	㊷		



令和6年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長

年 月 日提出

納税地 (住所等)	(〒 -)	個人番号 (マイナンバー)			
フリガナ 氏名		職業	電話 番号		

(令和6年分用)

令和6年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった 申告又は処分の種類		申告書を提出した日、処分の 通知を受けた日又は請求の 目的となった事実が生じた日	年 月 日
更正の請求をする 理由、請求をするに 至った事情の詳細等			
添付した書類			

請求額の計算書 (記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

		請 求 額		請 求 額	
		円		円	
総合課税の所得金額			税	⑭ に対する金額	
				⑮ に対する金額	
				⑯ に対する金額	
			額	計	
合計	①		配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除		
※	②		政党等寄附金等特別控除		
※	③		住宅耐震改修特別控除等		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	④		差引所得税額	
	生命保険料控除 地震保険料控除	⑤		災害減免額	
	寡婦・ひとり親、 勤労学生、障害者	⑥		再差引所得税額	
	配偶者(特別)控除	⑦		令和6年分特別税額控除	人
	扶養控除	⑧	人	再々差引所得税額 (基準所得税額)	
	基礎控除	⑨		復興特別所得税額	
	④から⑨までの計	⑩		所得税及び復興特別所得税の額	
	雑損控除 医療費(特例)控除	⑪		外国税額控除等	
	寄附金控除	⑫		源泉徴収税額	
	合計	⑬		申告納税額	
課税される額	⑭ に対する金額	⑭	,000	予定納税額 (第1期分・第2期分)	
	⑮ に対する金額	⑮	,000	第3期分の 納める税金 A	
	⑯ に対する金額	⑯	,000	還付される 税金 B	
※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。				この請求前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載) 第3期分の税額の差額 (減少額 (C - A + B))	C

赤字の場合は0と
書いてください。
黒字の場合、百円未満の端数は
切り捨ててください。

(署税理士
電話番号) 名士

還税金の 受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)	貯金口座の 記号番号	公金受取 口座 登録に同意する <input type="checkbox"/> 登録済みの口座を 利用する <input type="checkbox"/>
		預金 口座番号	(郵便局等の窓口受取りを希望する場合)		

税務署欄	通信日付印の年月日 年 月 日	確認	整理番号 0	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()	一連番号
------	--------------------	----	-----------	------	---	--	------



年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長

年 月 日提出

納税地 (住所等)	(〒 -)	個人番号 (マイナンバー)		
フリガナ 氏名		職業	電話 番号	

(令和四年分以降用)

年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった 申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の 通知を受けた日又は請求の 目的となった事実が生じた日	年 月 日
更正の請求をする 理由、請求をするに 至った事情の詳細等		
添付した書類		

請求額の計算書 (記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。)

		請求額		請求額	
		円		円	
総合課税の所得金額		税額	⑭ に対する金額		
			⑮ に対する金額		
			⑯ に対する金額		
			計		
	合計	①	配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除		
※	②	政党等寄附金等特別控除			
※	③	住宅耐震改修特別控除等			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金	④	差引所得税額		
	生命保険料控除 地震保険料控除	⑤	災害減免額		
	寡婦・ひとり親、 勤労学生、障害者	⑥	再差引所得税額 (基準所得税額)		
	配偶者(特別)控除	⑦	復興特別所得税額		
	扶養控除	⑧	所得税及び復興特別所得税の額		
	基礎控除	⑨	外国税額控除等		
	④から⑨までの計	⑩	源泉徴収税額		
	雑損控除 医療費(特例)控除	⑪	申告納税額		
	寄附金控除	⑫	予定納税額 (第1期分・第2期分)		
	合計	⑬	第3期分の税額	納める税金 A 還付される税金 B	
	課税される額	⑭ に対する金額	,000	この請求前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)	C
	⑮ に対する金額	,000	第3期分の税額の差額 (減少額(C-A+B))		
	⑯ に対する金額	,000			

赤字の場合は0と書いてください。黒字の場合、百円未満の端数は切り捨ててください。

※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

還付される税金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号	貯金口座の 記号番号 (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)
	公金受取口座への登録に同意する <input type="checkbox"/>	(公金受取口座への振込みを希望する場合) 公金受取口座を利用する <input type="checkbox"/>

※ 個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、公金受取口座を登録・利用することができません。

税務署欄	通信日付印の年月日	確認	整理番号	番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他()	一連番号
	年 月 日				<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		

(署税理士
電話番号)

死亡した者の____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

受付印

1 死亡した者の住所・氏名等									
住所	(〒 -)	氏名	フリガナ	死亡年月日	年 月 日				
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [第3期分の税額] [還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。] 円… A									
3 相続人等の代表者の指定 [代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。] 相続人等の代表者の氏名 _____									
4 限定承認の有無 [相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。] 限定承認									
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	(〒 -)	(〒 -)	(〒 -)	(〒 -)				
	(2) 氏名(署名)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ				
	(3) 個人番号								
	(4) 職業及び被相続人と続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄				
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日				
	(6) 電話番号	- -	- -	- -	- -				
	(7) 相続分…B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定				
	(8) 相続財産の価額	円	円	円	円				
6 納める税金等	Aが黒字のとき 各人の納付税額 A × B (各人の100円未満の端数切捨て)	00円	00円	00円	00円				
	Aが赤字のとき 各人の還付金額 (各人の1円未満の端数切捨て)	円	円	円	円				
7 還付される税金の受取場所	銀行等の預金口座に振り込みを希望する場合	銀行名等	銀行名等	銀行名等	銀行名等				
		支店名等	支店名等	支店名等	支店名等				
		預金の種類	預金	預金	預金				
		口座番号							
	ゆうちょ銀行の郵便局等の窓口 希望する場合 口座に振り込みを受け取る希望する場合	貯金口座の記号番号	-	-	-	-			
	郵便局名等								

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。※還付される税金の受取りを代表者等に委任する場合には委任状の提出が必要です。

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署欄	整理番号	0	0	0	0	0	0
	番号確認		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
	身元確認		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

一連番号



申告書等閲覧申請書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(閲覧申請者)

住所又は居所

ふりがな

氏名

電話番号 ()

納税者との関係

下記のとおり、申告書等の閲覧を申請します。

記

太枠内の該当する□にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

閲覧目的	<input type="checkbox"/> 申告書の作成に必要なため <input type="checkbox"/> 申告内容や特例等の申請実績などの見直しや確認に必要なため <small>(注) 上記以外の目的(金融機関や地方公共団体など第三者からの申告内容の問合せに対する回答等)で閲覧することはできません。</small>	
	申告書等に記載された住所・氏名等	住所(居所)又は所在地 □申請者と同じ ふりがな氏名(名称) □申請者と同じ (生年月日) . .
閲覧対象書類	税目等及び閲覧する申告書等の事業年度等	<input type="checkbox"/> 所得税 平成・令和 年分～平成・令和 年分 <input type="checkbox"/> 法人税 平成・令和 年 月期分～平成・令和 年 月期分 <input type="checkbox"/> 消費税 平成・令和 年(月期)分～平成・令和 年(月期)分 <input type="checkbox"/> 相続税 平成・令和 年 月 日(提出・相続開始) <input type="checkbox"/> 贈与税 平成・令和 年分～平成・令和 年分 <input type="checkbox"/> その他()平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日
	対象書類	<input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 修正申告書 <input type="checkbox"/> その他の申告書〔 〕 <input type="checkbox"/> 青色申告決算書・収支内訳書 <input type="checkbox"/> 申請書等 <input type="checkbox"/> 添付書類 <input type="checkbox"/> その他〔 具体的な書類名 〕
写真撮影の希望	<input type="checkbox"/> 次の事項に同意した上で、写真撮影を希望する <input type="checkbox"/> 撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること <small>(使用する機器: □デジタルカメラ □スマートフォン □タブレット □携帯電話 □その他())</small> <input type="checkbox"/> 撮影した写真を署員に確認させ、対象書類以外が写り込んでいた場合は署員の指示に従い消去すること <input type="checkbox"/> 撮影した写真は上記の「閲覧目的」以外で利用しないこと	

【税務署整理欄】

申請者本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険等の被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(住所が記載されているもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他()			
	本人確認書類識別番号(個人番号、基礎年金番号及び被保険者等番号等を除く。)			
代理権限の確認	代理人の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者・4親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 税理士・弁護士・行政書士 <input type="checkbox"/> 法人の役員・従業員 <input type="checkbox"/> 法定代理人(□未成年 □成年)		
	確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明(署名証明) <input type="checkbox"/> 税務代理権限証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本又は住民票の写し <input type="checkbox"/> 納税管理人の届出書 <input type="checkbox"/> 税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> その他()		
相続人の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄(抄)本(法定相続情報一覧図) <input type="checkbox"/> 委任状(実印(届出印)が押印されたもの) <input type="checkbox"/> 印鑑証明(署名証明)			
管理運営部門		申告書等保有部門		マスキング: 要・否
窓口処理		閲覧文書		返却確認
受付番号	処理日	窓口担当者	担当統括官	担当者
	. .			
整理番号		文書枚数: 枚	個人番号の記載: 有・無	(備考)

「申告書等閲覧申請書」の記載要領等

1 「閲覧申請者」欄

閲覧される方の「住所又は居所」、「氏名」、「電話番号」、「納税者との関係」を記載します。「氏名」については、必ず自書してください。

2 「閲覧目的」欄

該当する理由のいずれかにチェックをしてください。

※ 「閲覧目的」欄に記載されている以外の目的では閲覧できません。

3 「申告書等に記載された住所・氏名等」欄

閲覧を希望される申告書等に記載された「住所」、「氏名」、「生年月日」などを記載します。なお、閲覧申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」にチェックをします。

《記載例》：相続税申告書・・・被相続人の住所と氏名
 法人税申告書・・・法人の所在地と名称
 亡くなられた方の所得税申告書・・・亡くなられた方の住所と氏名

4 「閲覧対象書類」欄

(1) 「税目等」欄

閲覧しようとする書類の税目にチェックをします。記載された税目以外の税目等の場合は、「その他」にチェックし、税目等を記載します。

(2) 「閲覧する申告書等の事業年度等」欄

閲覧を希望される書類の対象期間（元号を丸で囲むほか、年分、課税期間など）を記載します。

(3) 「対象書類」欄

該当する書類にチェックをします。なお、「申請書等」、「添付書類」、「その他」にチェックする場合は、具体的な書類名を記載してください。

5 「写真撮影の希望」欄

写真撮影を希望する場合は、全てチェックが必要になります。

※ 代理人が写真撮影を希望する場合は、委任状にも委任者が写真撮影を希望する旨の記載が必要になります。

6 その他

次の(1)から(3)に該当する場合には、閲覧申請される方の本人確認書類（表面の【**税務署整理欄**】の「申請者本人確認」欄参照）のほか、以下の書類の提示又は提出が必要となります。

(1) 代理人の方が閲覧申請される場合

代理人の区分ごとにおける必要書類は、下図のとおりとなります。

申告書等の分類	個人に係る申告書等					法人に係る申告書等	
	代理人	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	配偶者・4親等以内の親族	納税管理人	税理士	弁護士 行政書士	法人の役員・従業員
必要書類							
代理人本人であることを確認する書類	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示
委任状（納税者本人の実印（届出印）が押印されたもの）		提出	提出 <small>※実印以外での押印でも差し支えありません。</small>	提出 <small>（押印不要） ※税務代理権限証書の提出でも差し支えありません。</small>	提出	提出	提出
印鑑登録証明書（申請日前30日以内に発行されたもの）		提出			提出	提出	
戸籍謄（抄）本、家庭裁判所の証明書又は登記事項証明書で申請日前30日以内に発行されたもの	提示又は提出						
戸籍謄（抄）本若しくは住民票の写し（申請日前30日以内に発行されたもの）又は健康保険等の被保険者証等で本人との親族関係が確認できるもの		提示又は提出					
税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票					提示	提示	
役員又は従業員の地位を証する書類（社員証など）							提示

※ 代理人になれる方は、納税者の配偶者、4親等以内の親族、未成年者又は成年被後見人の法定代理人、納税管理人、税理士、弁護士、行政書士、法人の役員又は従業員に限られています。

(2) 共同で提出された相続税申告書の全体を閲覧される場合

共同で提出した相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館発行の署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）の提出が必要です。

(3) 亡くなられた方が生前に提出された申告書等を閲覧される場合

相続人全員を明らかにする戸籍謄（抄）本又は法定相続情報一覧図の写し並びに相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館発行の署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）の提出が必要です。

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

基金に係る法人名	①				
基金の名称	②				
告示番号	③	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号	・ ・ 第 号
当年に支出した負担金等の額	④	円	円	円	円
同上的うち必要経費に算入した額	⑤				



源泉徴収税額の納付届出書

年 月 日提出 税務署長 殿	住所 (又は居所)	
	(フリガナ)	
	氏名	電話 ()
	個人番号	: : : : : : : : :

年分所得税（及び復興特別所得税）の確定申告、更正又は決定に係る所得税法第122条第1項第2号、第123条第2項第7号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第2項第1号に規定する源泉徴収税額のうち、まだ源泉徴収されていなかったものについて、次のとおり源泉徴収されましたので届け出ます。

区分	金額	給与等が支給された日	支給者の住所(又は所在地)及び氏名(又は名称)
① 源泉徴収されていなかった所得税（及び復興特別所得税）の額	円	/	/
② 源泉徴収された所得税（及び復興特別所得税）の額	円	(年 月 日)	
		(年 月 日)	
		(年 月 日)	
		(年 月 日)	
		(年 月 日)	
③ 差引額 (①-②)	円	/	/

還付される所得税（及び復興特別所得税）の額は、次の方法で受け取ります。

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

銀行 本店 預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

貯金口座の記号番号

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合

郵便局名等

(注) 1 給与等が支給された後に所得税（及び復興特別所得税）が徴収された場合には、その徴収された日を「給与等が支給された日」欄の上部のくっこ内に記載してください。

2 ※印の箇所は記載しないでください。

※税務署整理欄	番号確認	確認書類 個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	身元確認	
	<input type="checkbox"/> 済	: : : : : :
	<input type="checkbox"/> 未済	

年 月 日 提出

提出用

税務署 受付印 明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4 令和 5

住所、フリガナ、氏名、個人番号/法人番号、生年月日、職業

整理番号、補完、申告書提出年月日、災害等延長年月日、出国年月日、死亡年月日、名簿、財産細目コード、短期処理訂正作成済、確認済み修正枚数

第一表 (令和6年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。)

I 暦年 特例贈与財産分 特例贈与財産の明細 (住所、フリガナ、氏名、生年月日、取得した財産の明細、過去に贈与税の申告状況)

ii 一般贈与財産分 一般贈与財産の明細 (住所、フリガナ、氏名、生年月日、取得した財産の明細、過去に贈与税の申告状況) 配偶者控除額 (最高2,000万円)

【合計欄】 (単位:円) 暦年課税分 (③の控除後の課税価格)

Table with 2 columns: Item (e.g., 暦年課税分の課税価格の合計額), Amount

Table with 2 columns: Item (e.g., 課税価格の合計額, 差引税額の合計額), Amount

(この申告が修正申告である場合の異動の内容等)

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号、税理士法書提出 (30条 33条の2)、通信日付印、確認

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(A)から暦年課税に係る基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

$$\begin{aligned} & \text{A} 6,000,000\text{円} - \text{B} 1,100,000\text{円} = \text{C} 4,900,000\text{円} \\ & \text{C} 4,900,000\text{円} \times 20\% (\text{特例税率}) - 300,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{D} 680,000\text{円} \end{aligned}$$

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(特例税率)	-	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

<ご注意ください!> 「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません)。

①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき

※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、配偶者控除額と基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合
(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び暦年課税に係る基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

$$\begin{aligned} & \text{A} 14,000,000\text{円} - \text{B} 10,000,000\text{円} - \text{C} 1,100,000\text{円} \\ & = \text{D} 2,900,000\text{円} \\ & \text{D} 2,900,000\text{円} \times 15\% (\text{一般税率}) - 100,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{E} 335,000\text{円} \end{aligned}$$

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額(一般税率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
暦年課税に係る基礎控除額	E	1,100,000円
Eの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	13,900,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	1,220,000円
Fの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
一般贈与財産に対応する税額 【I×(B-C)/D】	J	3,003,333円
税額(H+J) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から暦年課税に係る基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・I)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

- 特例贈与財産に対応する税額(G及びH欄の計算)

$$\begin{aligned} & \text{F} 13,900,000\text{円} \times 40\% (\text{特例税率}) - 1,900,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{G} 3,660,000\text{円} \\ & \text{G} 3,660,000\text{円} \times (\text{A} 5,000,000\text{円} / \text{D} 15,000,000\text{円}) \\ & = \text{H} 1,220,000\text{円} \quad (\text{注}) 1\text{円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。} \end{aligned}$$
- 一般贈与財産に対応する税額(I及びJ欄の計算)

$$\begin{aligned} & \text{F} 13,900,000\text{円} \times 45\% (\text{一般税率}) - 1,750,000\text{円} (\text{控除額}) \\ & = \text{I} 4,505,000\text{円} \\ & \text{I} 4,505,000\text{円} \times \{(\text{B} 10,000,000\text{円} - \text{C} 0\text{円}) / \text{D} 15,000,000\text{円}\} \\ & = \text{J} 3,003,333\text{円} \quad (\text{注}) 1\text{円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。} \end{aligned}$$
- 贈与税額の計算(K欄の計算)

$$\text{H} 1,220,000\text{円} + \text{J} 3,003,333\text{円} = \text{K} 4,223,333\text{円}$$